

## ○電波法（昭和 25 年法律第 133 号）

（欠格事由）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前 3 号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験等無線局
- 二 アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）
- 三～九 （略）

3～6 （略）

（免許の申請）

第 6 条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第 2 項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第 10 号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第 18 条第 1 項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。） その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第 3 項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第 5 項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局 移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第 30 条及び第 32 条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第 3 号、第 10 条第 1 項、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条の 2 第 4 項、第 27 条の 14 第 2 項第 10 号、第 38 条の 2 第 1 項、第 70 条の 5 の 2 第 1 項、第 71 条の 5、第 73 条第 1 項ただし書、第 3 項及び

第6項並びに第102条の18第1項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第14条第2項第2号の免許人又は第27条の26第1項の登録人(以下「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる者により占められる役員  
の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

2～6 (略)

7 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第1項又は第2項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。

8～9 (略)

(申請の審査)

第7条 総務大臣は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

2～5 (略)

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

第8条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号(以下「識別信号」という。)

四 空中線電力

五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第1号

の期限を延長することができる。

(工事設計等の変更)

- 第9条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第1項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第7条第1項第1号又は第2項第1号の技術基準（次章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。
- 5 次の各号に掲げる無線局について前条の予備免許を受けた者は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 一 基幹放送局以外の無線局（第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。） 第6条第1項第10号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第5条第1項第4号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
- 二 基幹放送局 第6条第2項第3号、第4号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項の変更（同項第6号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第2項第9号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第5条第4項第2号又は第3号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
- 6 第5条第1項から第3項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第4項の許可に準用する。

(落成後の検査)

- 第10条 第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第12条及び第73条第3項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の付与)

第12条 総務大臣は、第10条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第6条第1項第7号又は同条第2項第2号の工事設計(第9条第1項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第39条又は第39条の13、第40条及び第50条の規定に、その時計及び書類が第60条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(変更等の許可等)

第17条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。

2 (略)

3 第5条第1項から第3項までの規定は無線局の目的の変更に係る第1項の許可について、第9条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は第1項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(変更検査)

第18条 前条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

第19条 総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要であると認めるときは、その指定を変更することができる。

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

第39条の13 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。ただし、外国において同条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格として総務

省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の資格)

第 40 条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

一 無線従事者（総合） 次の資格

- イ 第一級総合無線通信士
- ロ 第二級総合無線通信士
- ハ 第三級総合無線通信士

二 無線従事者（海上） 次の資格

- イ 第一級海上無線通信士
- ロ 第二級海上無線通信士
- ハ 第三級海上無線通信士
- ニ 第四級海上無線通信士
- ホ 政令で定める海上特殊無線技士

三 無線従事者（航空） 次の資格

- イ 航空無線通信士
- ロ 政令で定める航空特殊無線技士

四 無線従事者（陸上） 次の資格

- イ 第一級陸上無線技術士
- ロ 第二級陸上無線技術士
- ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

五 無線従事者（アマチュア） 次の資格

- イ 第一級アマチュア無線技士
- ロ 第二級アマチュア無線技士
- ハ 第三級アマチュア無線技士
- ニ 第四級アマチュア無線技士

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲及び同項第 5 号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

(目的外使用の禁止等)

第 52 条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発

生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他総務省令で定める通信

第53条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第27条の25第1項の登録状（次条第1号及び第103条の2第4項第2号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第54条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。

二 通信を行うため必要最小のものであること。

（混信等の防止）

第56条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第1号から第4号までに掲げる通信については、この限りでない。

2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3 総務大臣は、第1項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 前2項に規定するもののほか、指定の申請の手續、指定の基準、指定の取消しその他の第1項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（アマチュア無線局の通信）

第58条 アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

（秘密の保護）

第59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電

気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

○電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）

（操作及び監督の範囲）

第 3 条 （略）

2 （略）

3 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ同表の下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第二級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力200ワット以下の無線設備の操作
第三級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備で18メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信操作を除く。） 一 空中線電力10ワット以下の無線設備で21メガヘルツから30メガヘルツまで又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力20ワット以下の無線設備で30メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第 1 項及び前項の規定の適用に関しては、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に40分の15を乗じて得たワット数のものとみなす。

5 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、第 1 項に規定するもののほか、それぞれ同表の下欄に掲げる操作を行うことができる。

資格	操作
第一級総合無線通信士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級総合無線通信士	
第三級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第一級海上無線通信士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級海上無線通信士	
第四級海上無線通信士	
航空無線通信士	
第一級陸上無線技術士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級陸上無線技術士	



## ○電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（業務の分類及び定義）

第 3 条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

一～十四 （略）

十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。

十六～二十 （略）

2・3 （略）

（無線局の種別及び定義）

第 4 条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

一～二十三 （略）

二十四 アマチュア局 アマチュア業務を行う無線局をいう。

二十五～二十九 （略）

2 （略）

（電波の型式の表示）

第 4 条の 2 電波の主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、次の各号に掲げるように分類し、それぞれ当該各号に掲げる記号をもつて表示する。ただし、主搬送波を変調する信号の性質を表示する記号は、対応する算用数字をもつて表示することがあるものとする。

一 主搬送波の変調の型式	記号
(1) 無変調	N
(2) 振幅変調	
(一) 両側波帯	A
(二) 全搬送波による単側波帯	H
(三) 低減搬送波による単側波帯	R
(四) 抑圧搬送波による単側波帯	J
(五) 独立側波帯	B
(六) 残留側波帯	C
(3) 角度変調	
(一) 周波数変調	F
(二) 位相変調	G
(4) 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	D
(5) パルス変調	
(一) 無変調パルス列	P

- |   |    |
|---|----|
| (二) 変調パルス列  |    |
| ア 振幅変調  | K  |
| イ 幅変調又は時間変調   | L  |
| ウ 位置変調又は位相変調  | M  |
| エ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの  | Q  |
| オ アからエまでの各変調の組合せ又は他の方法によつて変調するもの  | V  |
| (6) (1) から (5) までに該当しないものであつて、同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの二以上を組み合わせて行うもの                            | W  |
| (7) その他のもの  | X  |
| 二 主搬送波を変調する信号の性質  | 記号 |
| (1) 変調信号のないもの   | ○  |
| (2) デジタル信号である単一チャネルのもの  |    |
| (一) 変調のための副搬送波を使用しないもの  | 一  |
| (二) 変調のための副搬送波を使用するもの   | 二  |
| (3) アナログ信号である単一チャネルのもの  | 三  |
| (4) デジタル信号である二以上のチャネルのもの  | 七  |
| (5) アナログ信号である二以上のチャネルのもの  | 八  |
| (6) デジタル信号の一又は二以上のチャネルとアナログ信号の一又は二以上のチャネルを複合したもの  | 九  |
| (7) その他のもの  | X  |
| 三 伝送情報の型式   | 記号 |
| (1) 無情報   | N  |
| (2) 電信  |    |
| (一) 聴覚受信を目的とするもの  | A  |
| (二) 自動受信を目的とするもの  | B  |
| (3) ファクシミリ  | C  |
| (4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令  | D  |
| (5) 電話（音響の放送を含む。）   | E  |
| (6) テレビジョン（映像に限る。）  | F  |
| (7) (1) から (6) までの型式の組合せのもの   | W  |
| (8) その他のもの  | X  |
| 2 この規則その他法に基づく省令、告示等において電波の型式は、前項に規定する主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式を同項に規定する記号をもつて、かつ、その順序に従つて表記する。 |    |
| 3 この規則その他法に基づく省令、告示等においては、電波は、電波の型式、「電波」の文字、周波数の順序に従つて表示することを例とする。                                      |    |

## ○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）

（アマチュア局）

第 6 条の 2 アマチュア局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者は、次のいずれかに該当するものであること。

- （1） アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者
- （2） 施行規則第 34 条の 8 の資格を有する者
- （3） アマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする団体であつて、次の要件を満たすもの

（一） 営利を目的とするものでないこと。

（二） 目的、名称、事務所、資産、理事の任免及び社員の資格の得喪に関する事項を明示した定款が作成され、適当と認められる代表者が選任されているものであること。

（三） （1）又は（2）に該当する者であつて、アマチュア業務に興味を有するものにより構成される団体であること。

二 その局の無線設備は、免許を受けようとする者が個人であるときはその者の操作することができるもの、団体であるときはそのすべての構成員がそのいずれかの無線設備につき操作をすることができるものであること。ただし、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が 50 ワット以下のものであること。

三 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

四 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

**○無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）**

（免許の単位）

第 2 条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

一～七 （略）

八 アマチュア局

九～十 （略）

2～8 （略）

9 移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの、簡易無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第 1 項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。

（申請書）

第 3 条 法第 6 条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第 3 号及び第 4 号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数

三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）

四 希望する免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第 1 号のとおりとする。

（添付書類）

第 4 条 法第 6 条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）	別表第 2 号第 1	別表第 2 号の 2 第 1
二 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移	別表第 2 号第 2	別表第 2 号の 2 第 2

動局、特定実験試験局及び実験試験局		
三 固定局	別表第2号第2	別表第2号の2第3
四 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局	別表第2号第2	別表第2号の2第4
五 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局	別表第2号第2	別表第2号の2第5
六 船舶局（特定船舶局（施行規則第34条の6第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。）	別表第2号第3	別表第2号の2第6
七 船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）	別表第2号第3	別表第2号の2第5
八 航空機局	別表第2号第4	別表第2号の2第7
九 航空機地球局	別表第2号第4	別表第2号の2第5
十 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第2号第5	別表第2号の2第8
十一 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第2号の3第1	
十二 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第2号の3第2	
十三 アマチュア局	別表第2号の3第3	

（申請の期間）

第18条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

2・3 （略）

○無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）

（占有周波数帯幅の許容値）

第 6 条 発射電波に許容される占有周波数帯幅の値は、別表第 2 号に定めるとおりとする。

別表第 2 号（第 6 条関係）

第 1 （略）

第 2 次の型式の発射電波に許容される占有周波数帯幅は、次の計算式により計算して表示する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

電波の型式	計算式	電波の型式	計算式
A 1 C	$1.5N + 2M$	F 7 B	$2.6D + 2.75B$
A 2 C		F 7 D	
A 3 C		(四周波ダイプレックスに限る。)	
F 1 C	$1.5N + 2M + 2D$	パルス変調のもの	$2k/t$
F 2 C		(第 1 の表で規定するものを除く。)	
F 3 C			

注 計算式の欄の記号の表す意味は、次のとおりとする。

- 1 Nは、フアクシミリにおいて、1 秒間ごとに伝送される黒及び白の素子の和の最大可能数とする。
- 2 Mは、ヘルツで示す最高変調周波数とする。
- 3 Dは、瞬間周波数の最大値と最小値との差の 2 分の 1 とする。この場合、瞬間周波数とは、位相の変化の割合をいう。
- 4 Bは、ボーで示す電信の速度とする。F 7 B及びF 7 Dの場合は、速い方の電信路の速度とする。
- 5 kは、総合的な数字係数で、パルス変調の場合は通常 2 とする。
- 6 tは、秒で示すパルスの幅とする。

第 3 （略）

第 4 第 1 に定める電波の型式を使用する無線設備であつて総務大臣が別に告示するものについては、第 1 の表に規定する値にかかわらず、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、次に掲げる計算式によることができるものは、これにより計算して指定する。

占有周波数帯幅の計算式

電波の型式	計算式	電波の型式	計算式
A 1 A	$5B$	A 3 E	$2M$
A 1 B			
A 1 D			
A 2 A	$5B + 2M$	F 2 B	$2M + 2Dk$
A 2 B		F 2 D	
A 2 D		F 3 E	

注 第 2 の注に同じ。ただし、kについては、F 2 B、F 2 D又はF 3 Eの場合、通常 1 とする。

**○無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件（平成19年総務省告示第508号）**

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を次のように定める。

一～七 （略）

八 アマチュア局であって、人工衛星に開設する無線設備及びそれを遠隔操作するもの

九～十三 （略）

**○アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）**

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第13条の2の規定に基づき、アマチュア局が動作することを許される周波数帯を次のように定め、平成21年3月30日から施行する。

なお、昭和57年郵政省告示第280号（アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件）は、平成21年3月29日限り、廃止する。

	指定周波数	動作することを許される周波数帯
1	136.75kHz	135.7kHzから137.8kHzまで（注1）
2	475.5kHz	472kHzから479kHzまで（注1）
3	1,910kHz	1,800kHzから1,875kHzまで及び1,907.5kHzから1,912.5kHzまで（注1, 注2）
4	3,537.5kHz	3,500kHzから3,580kHzまで、3,599kHzから3,612kHzまで及び3,662kHzから3,687kHzまで（注1, 注3）
5	3,798kHz	3,702kHzから3,716kHzまで、3,745kHzから3,770kHzまで及び3,791kHzから3,805kHzまで（注1）
6	7,100kHz	7,000kHzから7,200kHzまで（注4）
7	10,125kHz	10,100kHzから10,150kHzまで（注1, 注5）
8	14,175kHz	14,000kHzから14,350kHzまで（注6）
9	18,118kHz	18,068kHzから18,168kHzまで
10	21,225kHz	21,000kHzから21,450kHzまで
11	24,940kHz	24,890kHzから24,990kHzまで
12	28.85MHz	28MHzから29.7MHzまで
13	52MHz	50MHzから54MHzまで（注1）
14	145MHz	144MHzから146MHzまで
15	435MHz	430MHzから440MHzまで（注1, 注5）
16	1,280MHz	1,260MHzから1,300MHzまで（注1, 注5）
17	2,425MHz	2,400MHzから2,450MHzまで（注1, 注5, 注7）
18	5,750MHz	5,650MHzから5,850MHzまで（注1, 注5, 注7）
19	10.125GHz	10GHzから10.25GHzまで（注1, 注5）
20	10.475GHz	10.45GHzから10.5GHzまで（注5）
21	24.025GHz	24GHzから24.05GHzまで（注7）
22	47.1GHz	47GHzから47.2GHzまで
23	77.75GHz	77.5GHzから78GHzまで（注1）
24	135GHz	134GHzから136GHzまで（注1）
25	249GHz	248GHzから250GHzまで（注1）

注1 この周波数帯は、アマチュア衛星業務に使用することはできない。ただし、次に掲げる場合であって、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則第5条の周波数分配表（以下「国際周波数分配表」という。）に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の無線局に妨害を与えない場合は、この限りでない。

- (1) 50MHzから50.3MHzまで、431.9MHzから432.1MHzまで、1,295.8MHzから1,296.2MHzまで及び5,760MHzから5,762MHzまでの周波数帯を使用して、月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。）を行う場合
- (2) 435MHzから438MHzまで及び2,400MHzから2,450MHzまでの周波数帯を使用する場合
- (3) 1,260MHzから1,270MHzまで及び5,650MHzから5,670MHzまでの周波数帯を使用して、地球から宇宙への伝送を行う場合



- (4) 5,830MHzから5,850MHzまでの周波数帯を使用して、宇宙から地球への伝送を行う場合
- 注2 1,825kHzから1,875kHzについては、国際周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の無線局に妨害を与えない場合に限る。
- 注3 3,575kHzから3,580kHz及び3,662kHzから3,680kHzについては、国際周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の無線局に妨害を与えない場合に限る。
- 注4 7,100kHzから7,200kHzまでの周波数帯は、アマチュア衛星業務に使用することはできない。
- 注5 この周波数帯の使用は、国際周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の無線局に妨害を与えない場合に限る。
- 注6 この周波数帯のうち、14,250kHzを超える周波数帯は、アマチュア衛星業務に使用することはできない。
- 注7 2,400MHzから2,450MHzまで、5,725MHzから5,850MHzまで及び24GHzから24.05GHzまでの周波数帯の使用に際しては、産業科学医療用装置の運用によって生じる有害な混信を容認しなければならない。

○アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（令和5年総務省告示第80号）

無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第258条の2の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、令和5年9月25日から施行する。

なお、平成21年総務省告示第179号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）は、令和5年9月24日限り、廃止する。

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数
1	135.7kHzから137.8kHzまで	全ての電波の型式	135.7kHzから137.8kHzまで
2	472kHzから479kHzまで	全ての電波の型式	472kHzから479kHzまで
3	1,800kHzから1,875kHzまで及び1,907.5kHzから1,912.5kHzまで	A 1 A	1,800kHzから1,830kHzまで
		全ての電波の型式（注1）	1,830kHzから1,875kHzまで
		全ての電波の型式	1,907.5kHzから1,912.5kHzまで
4	3,500kHzから3,580kHzまで、3,599kHzから3,612kHzまで及び3,662kHzから3,687kHzまで	A 1 A	3,500kHzから3,530kHzまで
		全ての電波の型式	3,530kHzから3,580kHzまで
			3,599kHzから3,612kHzまで
			3,662kHzから3,687kHzまで
5	3,702kHzから3,716kHzまで、3,745kHzから3,770kHzまで及び3,791kHzから3,805kHzまで	全ての電波の型式	3,702kHzから3,716kHzまで
			3,745kHzから3,770kHzまで
			3,791kHzから3,805kHzまで
6	7,000kHzから7,200kHzまで	A 1 A	7,000kHzから7,030kHzまで
		全ての電波の型式	7,030kHzから7,200kHzまで
7	10,100kHzから10,150kHzまで	A 1 A	10,100kHzから10,120kHzまで
		全ての電波の型式（注2）	10,120kHzから10,150kHzまで
8	14,000kHzから14,350kHzまで	A 1 A	14,000kHzから14,070kHzまで
		全ての電波の型式	14,070kHzから14,350kHzまで
9	18,068kHzから18,168kHzまで	A 1 A	18,068kHzから18,080kHzまで
		全ての電波の型式	18,080kHzから18,168kHzまで
10	21,000kHzから21,450kHzまで	A 1 A	21,000kHzから21,070kHzまで
		全ての電波の型式	21,070kHzから21,450kHzまで
11	24,890kHzから24,990kHzまで	A 1 A	24,890kHzから24,900kHzまで
		全ての電波の型式	24,900kHzから24,990kHzまで
12	28MHzから29.7MHzまで	A 1 A	28MHzから28.07MHzまで
		全ての電波の型式（注3）	28.07MHzから29MHzまで
		全ての電波の型式	29MHzから29.3MHzまで
			29.3MHzから29.51MHzまで（注6）
			29.51MHzから29.59MHzまで（注7）
			29.59MHzから29.61MHzまで
29.61MHzから29.7MHzまで（注7）			
13	50MHzから54MHzまで	全ての電波の型式（注4）	50MHzから50.07MHzまで（注8）
		全ての電波の型式（注3）	50.07MHzから50.3MHzまで（注8）
			50.3MHzから51MHzまで
		全ての電波の型式	51MHzから54MHzまで
14	144MHzから146MHzまで	全ての電波の型式（注3）	144MHzから144.02MHzまで（注9）

			144.02MHzから144.2MHzまで (注8)
			144.2MHzから144.5MHzまで
		全ての電波の型式	144.5MHzから144.6MHzまで (注15)
			144.6MHzから144.7MHzまで
		全ての電波の型式 (注5)	144.7MHzから145.65MHzまで (注10)
		全ての電波の型式	145.65MHzから145.8MHzまで (注15)
			145.8MHzから146MHzまで (注6)
15	430MHzから440MHzまで	A 1 A	430MHzから430.1MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	430.1MHzから430.7MHzまで
		全ての電波の型式	430.7MHzから431MHzまで (注15)
			431MHzから431.4MHzまで
		全ての電波の型式 (注5)	431.4MHzから431.9MHzまで (注10)
		全ての電波の型式 (注3)	431.9MHzから432.1MHzまで (注9)
		全ての電波の型式 (注5)	432.1MHzから434MHzまで (注10)
		全ての電波の型式	434MHzから435MHzまで (注11、注15)
			435MHzから438MHzまで (注6)
			438MHzから439MHzまで (注15)
			439MHzから440MHzまで (注11、注15)
16	1,260MHzから1,300MHzまで	全ての電波の型式	1,260MHzから1,270MHzまで (注6)
			1,270MHzから1,273MHzまで (注11)
			1,273MHzから1,290MHzまで
			1,290MHzから1,293MHzまで (注11)
			1,293MHzから1,295.8MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	1,295.8MHzから1,296.2MHzまで (注9)
		全ての電波の型式	1,296.2MHzから1,299MHzまで
			1,299MHzから1,300MHzまで (注11)
17	2,400MHzから2,450MHzまで	全ての電波の型式	2,400MHzから2,405MHzまで (注12)
			2,405MHzから2,407MHzまで (注11)
			2,407MHzから2,424MHzまで
			2,424MHzから2,424.5MHzまで (注8)
			2,424.5MHzから2,425MHzまで
			2,425MHzから2,427MHzまで (注11)
			2,427MHzから2,450MHzまで
18	5,650MHzから5,850MHzまで	全ての電波の型式	5,650MHzから5,670MHzまで (注13)
			5,670MHzから5,690MHzまで (注11)
			5,690MHzから5,725MHzまで
			5,725MHzから5,730MHzまで (注11)
			5,730MHzから5,760MHzまで
			5,760MHzから5,762MHzまで (注8)
			5,762MHzから5,765MHzまで
			5,765MHzから5,770MHzまで (注11)
			5,770MHzから5,810MHzまで
			5,810MHzから5,830MHzまで (注11)
			5,830MHzから5,850MHzまで (注13)
19	10GHzから10.25GHzまで	全ての電波の型式	10GHzから10.025GHzまで (注11)
			10.025GHzから10.15GHzまで
			10.15GHzから10.18GHzまで (注11)
			10.18GHzから10.245GHzまで
			10.245GHzから10.25GHzまで (注11)

20	10.45GHzから10.5GHzまで	全ての電波の型式	10.45GHzから10.5GHzまで（注14）
----	---------------------	----------	--------------------------

備考1 自動受信を目的とする場合は、モールス符号によるものを除く。

備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

(1) 衛星通信を行う場合

(2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合（以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。）

(3) 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）を行う場合

備考4 2,000kHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、その占有周波数帯幅が0.5kHz以下のものに限り使用することができる。

備考5 2,000kHzを超え24,999kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。

備考6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することはできない。

備考7 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考8 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A電波又はF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

注1 備考4の規定にかかわらず、この電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。

注2 この電波は、その占有周波数帯幅が2kHz以下の場合に限り使用することができる。

注3 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、また、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波で国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。

注4 この電波は、その占有周波数帯幅が2kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、月面反射通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。

注5 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHzを超える場合に限り使用することができる。

注6 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することがで

きる。

- 注 7 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注 8 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注 9 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注 10 この周波数の電波は、直接印刷無線電信及びデータ伝送（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）を行う通信に使用することはできない。
- 注 11 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注 12 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注 13 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注 14 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注 15 備考 6 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信に使用することができる。

**○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成30年総務省告示第356号）**

無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）別表第2号第1から第5まで、別表第2号の2第1から第8まで、別表第2号の3第1及び第2、別表第2号の4並びに別表第3号の5の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書並びに包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を次のように定める。

なお、平成16年総務省告示第859号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）は、平成30年12月31日限り廃止する。

免許規則第4条第2項及び第20条の9に規定する無線局事項書及び工事設計書並びに免許規則第24条の2第2項の規定に基づく包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書（以下「無線局事項書等」という。）のうち次の表の2の欄に掲げる様式については、同表の1の欄に掲げる記載欄ごとに、それぞれ同表の3の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

（略）

別表第13号 軌道の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
円軌道	C
楕円軌道	E
上記以外の軌道	Z

第2 付加コード

項目	コード
同期軌道	1
回帰軌道	2
準回帰軌道	3
極軌道	4
太陽同期軌道	5
太陽同期準回帰軌道	6
上記以外の軌道方法（注）	Z

注 上記以外の軌道方法を選択した場合は、該当欄に具体的にその内容を記載すること。

（略）